うるま市告示第１８５号

うるま市庁舎等管理及び物品製造入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月１２日

うるま市長　中村　正人

うるま市庁舎等管理及び物品製造入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

うるま市庁舎等管理及び物品製造入札参加者の資格等に関する要綱（令和６年うるま市告示第２２２号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（入札参加者の要件） 第２条　［略］ （１）　［略］ （２）　登録希望の所在地区分において、資格区分及び業種の営業実績が１年以上あること。 （３）　［略］ （４）　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険の各制度に、原則として加入しており、かつ、保険料を完納していること。 （５）～（６）　［略］ （７）　申請する業種細目について、申請書の提出日から起算して直前２年分の確定した年間平均実績高があること。ただし、当該提出日が営業開始から１年以上２年未満の者は、１年分の確定した年間実績高とする。 （８）～（１０）　［略］ （申請書等の提出等） 第４条　［略］ ２～３　［略］	（入札参加者の要件） 第２条　入札に参加することができる者は、次の要件を具備する者でなければならない。 （１）　［略］ （２）　営業実績が１年以上あること。 （３）　［略］ （４）　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険の各制度に、原則として加入していること。 （５）～（６）　［略］ （７）　申請する業種について、申請書の提出日から起算して直前２年分の確定した年間平均実績高があること。ただし、当該提出日が営業開始から１年以上２年未満の者は、１年分の確定した年間実績高とする。 （８）～（１０）　［略］ （申請書等の提出等） 第４条　［略］ ２～３　［略］

４　市長は、申請書等の内容について形式的な資格審査を行い、適当であると認めるものについて、資格審査委員会に送付するものとする。	４　市長は、申請書等の内容について形式的な資格審査を行い、適当であると認めるものについて、次条に規定するうるま市庁舎等管理及び物品製造競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に送付するものとする。
（登録内容等及び主要業種の変更又は希望業種追加に係る変更届出）	（登録内容等及び主要業務の変更又は希望業種追加に係る変更届出）
第１０条　［略］	第１０条　［略］
２　［略］	２　［略］
（資格の取消し）	（資格の取消し）
第１１条　［略］	第１１条　資格審査委員会は、有資格者が次の事項に該当する場合は、第８条第１項の登録（以下「登録」という。）を取り消すことができる。
（１）～（２）　［略］	（１）～（２）　［略］
（３）　従業員の登録において、業者間の重複登録が確認されたとき。	（３）　技術者又は従業員の登録において、業者間の重複登録が確認されたとき。
（４）～（９）　［略］	（４）～（９）　［略］

備考

１　現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

２　表中の［　］の記載は注記である。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

入札の参加者資格要件

１　警備業務

次のいずれも満たしていること。

（１）　常用警備員数が５人以上であること。

（２）　警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条に規定する公安委員会認定の業者であること。

２　清掃業務

次のいずれかを満たしていること。

（１）　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第１２条の２第１項第１号又は第８号の規定による登録を受けていること。

（２）　ビルクリーニング技能士の資格者を有していること。

３　消防用設備保守点検業務

消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の７又は消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第３１条の６第７項の規定により免状の交付を受けた者を有していること。

４　庁舎等設備保守管理業務

次の（１）から（６）までの資格の中でいずれか１人以上を有していること。

（１）　建築物環境衛生管理技術者

（２）　電気主任技術者（第３種以上）

（３）　冷凍機械責任者（第３種以上）

（４）　電気工事士

（５）　消防設備士（甲種並びに乙種第１類、乙種第２類、乙種第４類及び乙種第６類）

（６）　消防設備点検資格者（第１種・第２種）

備考　この表に該当する従業員は、申請者との間に直接の雇用関係を有している者でなければならず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８条）第２条第２号に規定する派遣労働者その他これに準ずる者は含まないものとする。

附　則

この告示は、令和８年１１月１２日から施行する。